

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例案
令和 5 年（2023 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和
41 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 13 条第 1 項中「18 日」の次に「(1 月の日数（札幌市の休日を定める
条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数を除
く。）が 20 日に満たない場合にあっては、18 日から 20 日と当該 1 月の
日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。
- (2) 第 17 条の 3 第 1 項中「、第 12 条」を削り、同条第 2 項中「、第 7 条及
び第 12 条」を「及び第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項の改
正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

地方自治法の一部改正により、パートタイムで勤務する会計年度任用職員に
対する勤勉手当の支給が可能とされたこと等を考慮して、本市の単純な労務に
従事する職員である会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を開始する等の
ため、本案を提出する。